

諮問庁：警察庁長官

諮問日：平成29年3月3日（平成29年（行情）諮問第73号）

答申日：平成29年6月22日（平成29年度（行情）答申第106号）

事件名：特定場所に設置された警報装置に関する文書のうち特定日に壊れたセンサーに係るものの不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定場所に設置された警報装置に関する文書のうち、平成20年特定年月日に壊れたセンサーに係るもの（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月7日付け皇警甲情公発第7号により皇宮警察本部長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

特定判例集の特定頁に「皇宮警察管理の電波信号センサーの支柱1本を破損」と有り、同判決にいう「皇居敷地内の堤腹」とは特定場所の堤腹であるのだから本件対象文書を保有しているものと推認でき、保有していないとした原処分は不当であるので、原処分を取り消し、本件対象文書の開示を求める。

（2）意見書

皇宮警察管理の特定場所に設置された電波信号センサーの支柱とは国有財産で、それが平成20年特定月日に破損したとされており、国有財産滅失き損報告書の保存期間は30年であるので、本件対象文書のうち、平成20年度及び平成21年度に作成されたものについて、処分庁は保有しているものと推認でき、不開示決定を行った原処分の判断は不当である。

そして、意見書に添付した特定建造物に係る行政文書の写しのとおり、設備の改修に係る記録は新設された時点からのものが残るものであるにも関わらず、同センサーの（国有財産滅失き損報告書や当該建造物に関する文書と同様のもの）ものは開示されていない。

したがって、処分庁が行った原処分は不当なものであると認められる

ことから、本件について原処分を取り消し、開示しなければならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求について

本件審査請求の対象である原処分に係る本件開示請求において、審査請求人は、対象期間を「平成20年特定月日から平成28年7月29日まで」とし、「平成20年特定月日に特定場所で壊れたセンサーに関する文書」として「破損状況の文書」、「修繕に関する文書」、「保全維持（メンテナンス）に関する文書」及び「仕様（が分かる文）書」の開示を求めている。

2 原処分について

本件開示請求を受理した平成28年8月1日時点において、処分庁は、本件開示請求に係る本件対象文書のうち、保存期間を5年としていた平成20年度及び平成21年度に作成したものを既に廃棄しており、それらについては、「そもそも作成していなかったため、又は5年間の保存期間を満了し既に廃棄されているため、保有していない」として、法9条2項の規定に基づき、原処分を行った。

なお、本件対象文書のうち、処分庁が平成22年度以降に作成したものについては、審査請求人に開示しているところである（平成28年10月7日付け皇警甲情公発第6号）。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「特定判例集の特定頁に『皇宮警察管理の電波信号センサーの支柱1本を破損』とあり、『皇居敷地内の堤腹』とは特定場所の堤腹であるのだから本件対象文書を保有しているものと推認でき、保有していないとした原処分は不当であるので、原処分を取り消し、本件対象文書の開示を求める。」と主張する。

4 原処分の妥当性について

本件対象文書のうち、平成20年度及び平成21年度に処分庁において作成されたものについては、保存期間を5年としていたところ、本件開示請求を受理した平成28年8月1日時点において、それらは既に廃棄済みであり、存在しないことを確認している。

したがって、本件対象文書のうち、平成20年度及び平成21年度に作成されたものについて、不開示決定を行った原処分の判断は妥当である。

5 結論

処分庁が行った原処分は妥当なものであると認められることから、諮問庁としては、本件について原処分維持が適切と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月3日 諮問の受理

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月23日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年5月26日 審議
- ⑤ 同年6月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定場所に設置された警報装置に関する文書のうち、平成20年特定月日に壊れたセンサーに係るものである。

審査請求人は、本件対象文書は必ず存在するはずである旨を主張しており、諮問庁は、本件対象文書を保有していないとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求にいう平成20年特定月日に壊れたセンサーとは、平成20年特定月日、金属製消火器型爆発物が皇居に向けて発射され、皇居敷地内の堤腹に到達して爆発した際、同所に設置されていた皇宮警察管理の電波信号線センサーの支柱が破損した事件（以下「センサー破損事件」という。）である。

イ 審査請求人は、センサー破損事件に係る文書として、同事件におけるセンサーの破損及び修繕等に関する文書の開示を求めている。

ウ 本件開示請求を受け、処分庁において、本件対象文書について、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、その存在は確認できなかった。

さらに、本件対象文書について、皇宮警察本部の担当部署の職員に対し聞き取りを実施したが、当該部署において何ら文書は残っておらず、そもそもセンサー破損事件に係る文書を作成したかどうかの記憶も定かではなかったため、同事件に係る本件対象文書は不存在につき不開示とする原処分を行った。

エ 仮に、処分庁において、本件対象文書を過去に作成又は取得していたとしても、処分庁における担当部署の開示請求時点の標準文書保存期間基準において、本件対象文書に該当する文書が作成され得る「物品亡失（損傷）報告書」及び「事案記録」は保存期間が「5年」、 「警察日誌」は保存期間が「1年」と定められており、平成20年当時も同程度の保存期間が設定されたと推測されることから、本件開示請求の時点においては、既に廃棄されたものと考えられる。

(2) 諮問庁から担当部署の開示請求時点の標準文書保存期間基準の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)エの説明のとお

りであり，本件対象文書の存在は確認できなかった旨の諮問庁の上記（１）の説明が不自然，不合理とはいえ，他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから，皇宮警察本部において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，皇宮警察本部において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

（第２部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久